

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により、魚沼市長から住民監査請求（魚沼市職員措置請求）の監査結果（平成 31 年 1 月 16 日付け魚監第 55 号）に基づき対策を講じた旨の通知がありましたので、下記のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 21 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

記

1 瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策

旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。その結果により債権の徴収に向けて今後の具体的な対応を検討する。